

Frederick W. Mote and Denis Twitchett eds.,
*The Cambridge History of China vol. 7;
 The Ming Dynasty, part 1.*

上 田 信

I

南京から二五キロメートルほど離れたところに、陽山と呼ばれる全體が石灰岩からなる丘があり、その中腹に明代の遺蹟が草むしっている。成祖永樂帝が、亡父・太祖洪武帝の業績を讃えるために、一四〇五年に命令を下して掘りださせた碑材である。これは、碑座・碑首・碑身の三つの部分からなる。碑座は高さ三〇、幅一六、厚さ一三メートル、碑首は高さ一一、幅二〇、厚さ八メートル、碑の本體となる碑身は高さ五〇、幅一一、厚さ四メートルであり、いずれも丘から完全には切り離されていない。碑が完成すれば、高さ九〇メートル以上の石碑となるはずである。しかし、あまりにも巨大であったために、陽山から南京郊外の孝陵まで運ぶことが出来ず、放置された。

この碑材を前にしたときに、私は目眩のようなものに襲われた。近代的な理性を寄せ附けず、合理的な分析を無力化してしまうような何かを、感じたのである。その「何か」を理解する手掛かりを見いだすために本書を読み進めたのであるが、手掛かりを得られたというよりも、本書の至る所で同じように得體の知れない「何か」を見いだす結果となったようである。

本書は、明代の歴史を解明してみせるというよりは、明代という時代の個性を感受させるものである。書評する立場から言うならば、事實は詳細に記述されているが、各章を貫く議論というものが缺如しているために、本書は論評しにくい本である。ここでは書評というよりは、本書を読むなかで評者が新たに考えさせられたことを紹介することで、責務を回避することにした。ご容赦いただければ幸いである。

II

本書は、全十五巻で構成される『ケンブリッジ中國史』の第七巻に位置づけられている。このシリーズは、英文による中國通史の基準をつくるという意圖のもとに企畫された。どのような變遷を経て、このように大部なシリーズに發展したかに關しては、すでに北村稔氏が第十三巻の『民國史』第二部を論評したときに言及している(『東洋史研究』第四十七卷第三號、一九八八年)。本書は出版の順番からみると八冊目になり、シリーズ全體の折り返し地點であるとも言えることができる。

これまで出版された各巻冒頭に掲載されている「總編集者の序文」を比較すると、これまで二回にわたり加筆されていることが明らかにになる。もとの序文は一九七六年に書かれたものであるが、一九八三年に發行された第十二巻『民國史』第一部において、「近代世界がいつそう緊密な一體性を持つにしたがつて、それを歴史的に理解することがますます重要になり、歴史家の責務もますます複雑なものになってくる」という一節からはじまる短い文章が加えられた。また、一九八六年に出版された第一巻『秦・漢』においては、

一九二〇年代にはじまる考古學的な發見が一九七〇年代前半にはずみがついてくると、中國史初期に對する見方も變更を迫られるといった内容の文章が追加されている。しかし、本書『明史』においては新しい加筆がなされていない。深讀みすることが許されるならば、古代・現代史においては、七〇・八〇年代の研究の深化はシリーズ全體の見直しを迫つたのに對し、明代史についてはシリーズの企畫が立てられた當時の豫想的範圍を超えるものではなかったことを、序文の加筆の過程から見て取ることが出来る。

本書においては、元末の混亂の中から朱元璋政權が成立する一三三〇年代から南明政權が滅亡する一六六二年に至る時期の政治史が記述される。識字率の向上、地域社會に基盤を持つ新しい中間層の形成、都市網の成熟、海上交易の繁榮、中國南部・西南部の少數民族地域の吸収などの社會經濟史に關する問題は、次の第八卷で扱われる。戦後日本の中國研究においては、制度史などの一部の領域を除いて、政治的な事象も社會經濟的な時代背景と結びつけて論ぜられることが多かった。このような學界環境にいる評者からすると、第八卷との分業を意識するあまり、社會・經濟的な要素を禁欲的に排除する本書の記述は、取り付きにくいものであった。しかし、通讀してみると、日本の研究では斷片的なトピックとしてしか扱われることのない政治的な事件を、明代の通史のなかに位置づけようとする本書の試みは、有益なものであるとも言えよう。日本においては、明代史研究を志す學徒が、新しい研究課題を發見しようとするとき、あるいはこれまでの研究を新しい枠組みで再検討しようとするときに、通讀すべきものであらう。

本書の構成と各章の執筆者を掲げる。

序章' Frederick W. More.

一章' 明朝の形成過程' 一三三〇—一三五〇年。More.

二章' 明朝の軍事的な起源。Edward L. Dreyer.

三章' 洪武年間' 一三六八—一三九八年。John D. Langlois

Jr.

四章' 建文・永樂・洪熙・宣德年間' 一三九九—一四三五年。

Hok-lam Chan.

五章' 正統・景泰・天順年間' 一四三六—一四六四年。Denis

Twitchett, Tiliemann Grimm.

六章' 成化・弘治年間' 一四六五—一五〇五年。Mote.

七章' 正德年間' 一五〇六—一五二二年。James Geiss.

八章' 嘉靖年間' 一五二二—一五六六年。Geiss.

九章' 隆慶・萬曆年間' 一五六七—一六二〇年。Ray Huang.

十章' 泰昌・天啓・崇禎年間' 一六二〇—一六四四年。William

Atwell.

十一章' 南明' 一六四四—一六六二年。Lynn A. Struve.

十二章' 明代の史料。Wolfgang Franke.

著者を一覽すると、英語圏における明代史研究の中堅を集めていることが分かる。本書の編集者であるとともに、概論と一章・六章を擔當している Mote 氏は、土木の變に關する專論を發表している。Dreyer 氏は、明代初期の政治史に關して、著作をものにしてゐる。Langlois 氏は元末民初の政治思想の研究者であり、明の政治に大きな影響を與えた元代の浙江省金華の知識人の思想の分析など、興味深い研究を發表している。Chan(陳學森)氏は、歴史觀の展開の過程に關心をもっている研究者で、これまでに李贄に關する

著作のほかに、永樂年間における歴史の改竄を扱った論考がある。五章の著者のうち、Grimm氏については、ドイツ人であること以外あまり詳しいことは分らない。Twitchett氏については、贅言を要さないであろう。七章・八章を執筆したGeiss氏には、明代の北京に關する著書がある。Huang(黄)氏は、一九八八年に日本語譯も出た『萬曆十五年』の著者。また、明代の税制の研究者としても知られている。Struve氏は、南明政權研究の第一人者である。Frankel氏は、明代の史料に關する解題 *An Introduction to the Sources of Ming History*, Singapore, University of Malaya Press, 1968. の著者として、記憶に止めている人も多いであろう。このように著者を書き上げてみると、英語圏における明代史研究の精銳を集めていると見ることが出来る。

III

本書の章立ては年號に對應している。一つの章にいくつかの年號の事項が一括されている場合でも、その時期を一つのまとまりのある時期區分と意識しているのではなく、各章が三、四十年間になるように、機械的に割り振られたものである。たとえば、建文年間と永樂年間以降とは、王朝の性格が異なっているにもかかわらず、第四章に建文・永樂・洪熙・宣德という四つの年號が割り振られている。

歴史書においては、時代區分の基準あるいは、記述の背後にある歴史觀を明確に反映する。明代以降、皇帝一代に一つの年號が結び付けられるようになったのであるから、本書の記述の極は「皇帝」に置かれていると言うことになる。これは、本書に續くシリーズ

第八卷『明代史』第二冊に經濟・社會に關する記述を譲つたために、本書は政治中心の構成にならざるをえないところに一つの原因があると思われる。しかし、中國政治史の記述は必ずしも皇帝を極とする必要はどこにあるのであろうか。

先行する明代の通史と比較したときに、本書の特色が際立つ。たとえば、山根幸夫『明帝國と日本』(講談社、一九七七年)の編別構成を掲げると、1 明帝國の成立とその支配體制、2 永樂帝の奪權、3 土木の變と宦官の專權、4 萬曆の時代、5 黨争の激化と明朝の衰退となっている。また、中國で出版された李光壁『明清史略』(湖南人民出版社、一九五七年)の章立ては、1 明帝國の建立、社會經濟の回復と專制主義中央集權政治の高度な發展、2 永樂・宣德年間における封建政權の強化と對外擴張、3 正統から正徳時期における明帝國統治の危機、4 商品經濟の發展と資本主義の萌芽、5 嘉靖から天啓時期における統治階級の腐敗、6 滿洲族の興隆と建國(以下略)となっている。兩者とも政治史を章立ての基準としているが、明代の成立・興隆・衰弱・滅亡といった王朝の生成流轉の各局面を代表する事件をもって、時代區分の基準としており、皇帝を極とする歴史觀からは乖離していることは明らかである。

本シリーズは、歐文による中國通史の一つの基準づくりを目的としているために、新しい問題提起をしたり、斬新な假説を構築することは禁欲的に抑制されざるを得ず、全體としてオーソドックスな論述になっている。比喩的な表現を用いるならば、本シリーズは英語版の「正史」であると言うことができ、その中で本書は「明史」の「本紀」に相當する。いずれ我々の手元に届く第八卷は「明史」の「志」に相當するのであろう。

年號を記述の區分單位とすることによって生ずる特色は、どこにあるのだろうか。この點を明らかにするためには、明代の歴史記述の變遷を論じた本書の第十二章が非常に参考になる。Frankel氏は史書の性格が明代に大きく變化したことを強調して、「歴史敘述の改變はゆっくりと進んだのであるが、全體として見れば明代の前期と後期と比較してみると、歴史敘述は異なったものになっている」(七二六頁)と述べている。明代前期における歴史敘述の特質は、王朝政府のもとで行なわれる編纂事業として歴史が編纂されるところにある。その最初の事業は『元史』の編纂である。十六世紀の初期に、一つの變化があらわれる。陽明學の影響を受け入れられるなかから、いわゆる「史料批判」に基づく歴史敘述が現われるとする。祝允明が一九九九年に墓碑銘に基づいて『蘇材小纂』が、この新しい歴史敘述の先驅であると評價している。

Frankel氏が述べているように、明代後期から王世貞・李贄・黃宗羲など、それぞれ個性を持った歴史の記述がなされるようになる。この流れは、清代の考證學へと引き繼がれていくものである。しかし、この新たな歴史敘述の出現は、歴史觀の進歩・發展であるとは理解すべきものではない。古くからある歴史觀は存續し續け、新たな歴史觀と併存するようになったと見た方が正確であるように思われる。古くからある歴史とは、王朝による「公」の歴史である。本書はさまざまな史料を利用しているが、本書全體の骨格をなしているものは『明實錄』であり、それは紛れもなく「公」の歴史記録である。『明實錄』に見られる皇帝の言行に関する記載は、皇帝の側近に侍る史官の手になる日記體の『起居注』との間に密接な關連がある。Frankel氏は、『禮記』に見える左右史を史官の起源であるか

のような表現を取っているが、これは「公」の歴史觀が中國古代までさかのぼることを強調せんがためであるといえよう。

Frankel氏は「公」の歴史については、制度的なことを中心に述べ、その實態に觸れることが少ないことに、多少の不滿を覺える。

『起居注』は、洪武期のはじめに二十年ほど編集されたことが推定されているが、その後、二百年餘り編集されていない。萬曆三年に、張居正の建議を契機に復活するのである。Frankel氏は張居正の建議の内容を詳細に紹介しているが、問題はその制度がどのように運営されていたかということである。皇帝の言動といつても、『萬曆起居注』を見るかぎりでは、記録が皇帝の日常に及ぶことはまったくなく、廟堂における公的な事項を記すのみである。また萬曆も後半になると、皇帝の言動と言うよりは、大學士(Grand secretary)の題奏の羅列という様相を呈してくるのである(今西春秋「明季三代起居注考」田村實造『明代滿蒙史研究』京都大學、一九六三年を参照)。「起居注」において、皇帝は行爲の主體者とはなっていないのである。

『明實錄』もまた周知のように、年月日に従って編まれたもので、明の帝國に關わる出來事はその事件そのものが發生した日に記録されるのではなく、皇帝に對して報告がなされたり、皇帝の前で議論された日に記載されている。

皇帝は、たとえて言うならば、情報の流れを生み出す磁場の極點である。皇帝という存在があるから、地方の官僚は中央に對して報告・上奏するのである。磁場は帝國の領域全體を包括し、さらに冊封關係を結んだ周邊諸國に及ぶ。官僚機構という回路を經由して集められた情報は、「起居注」「日曆」「實錄」などの形式で、宮中

に貯えられる。皇帝は、王朝の諸活動の主體者ではないにもかかわらず、皇帝の名のもとに歴史が編纂される理由を、皇帝の磁極としての性格のなかに見ることが出来るであろう。逆説的なことではあるが、皇帝を記述の主語とする傳統的な「公」の歴史敘述（それは必然的に、年號に従って章立てがなされる）の方が、明朝の興亡に關わる大事件をもつて記述の單位としている明代の通史よりも、中國の周邊諸國や邊境少数民族、民衆反亂などの情報を細大もらさず盛り込めることになるのである。他の通史ではほとんど扱われることのない南明政權に、一章を割り當てられるのも、皇帝を主語としているからなのである。

IV

豊富な内容をもつ本書は、讀者の問題關心にしたがって、様々な讀まれ方をされるべきものであろう。編者の一人である Moore 氏は、序章のなかで、二つの讀まれ方を示している。その一つは、明という王朝の性格を本書を素材にして考察することであり、他の一つは皇帝を磁極とする中華世界の擴大の過程を明らかにすることである。

明代は、一つのまとまった像をなかなか結ばない王朝である。明代には強い政權が確立していたのか、宮廷の恣意の前に行政は顛弄されていたのか、そもそも行政は王朝の機關であったのか、國內の階級や地域の利害對立の場に過ぎなかったのか、などといった疑問が以前から提起されてきた。序章のなかで編者は讀者に對し、性急に明代の評価を決めるのではなく、歴史の具體的な素材に立ち歸って問い直すことを勧めている。そうすることで始めて、明代政治史の斷片を大きな歴史のうねりのなかに位置づけることができるので

ある。

明朝の成立期には強固な中央集權的な政權であったと、一般的には考えられている。しかし、明の初期の皇帝たちの事績を検討してみると、彼らの中央集權化に向けての努力をどこまで行なったかについて、疑問符を附すこともできる。政治的な問題を行政機構を介した技術的な政策の對象とするよりも、倫理的な問題に置き換えて處理されることが多いということは、制度としての集權と矛盾している。第三章において紹介されている洪武帝の事績から、政治と倫理との關係を窺わしめるものを抜き出してみると、次のようになるであろう。『道德經』に對する註（二三四頁）。儀禮の改變（一三七頁）。大誥（一五二―一五三頁）。一三七六年の空印案、一三八〇年の胡惟庸案に端的に示された朱元璋の官僚に對する猜疑心もまた、皇帝權力の絶大さを示していると理解すべきものではない。皇帝と官僚との間に距離を置くことになり、行政機構の缺陷を擴大し、王朝全體としては弱體化の要因となったのである。

同様のことは、第四章で述べられている建文帝・永樂帝の事績についても、見ることが出来る。建文帝は、洪武帝が行政機構の上部に與えた破壊的な影響を負の遺産として引き繼いだため、宮廷内での政治的な助言者を必要とした。永樂帝もまた、宮廷内に官僚機構とは獨立した權力の回路を造り上げる。内閣と宦官である。この權力の回路は、互いに敵對視しながら、その後の明朝の政治を支えることになる。第六章で述べられているように、成化・弘治期には、内閣と宦官が行政にまで直接的な影響力を及ぼすようになってくるのである。

明代における中華世界の廣がりについて、從來の通史は中國西北

部におけるモンゴル族、あるいは東北部の女眞・滿洲族と明朝との關係を取り上げるにとどまり、南部および西南部を扱うことが少ない。本書では、皇帝の事績として、南部・西南部における明朝の行動を詳しく取り上げている。例えば、一四三〜一四六頁にかけて、雲南が明朝に統合される過程が述べられ、一五七頁では、雲南の越州におけるロロ族の反亂の鎮壓に觸れている。二二九〜二三一頁にかけては、永樂帝の安南遠征が言及され、三一四〜三一六頁では、正統年間の雲南とミャンマーとの交界地域の諸部族と明の王朝との關係が取り上げられている。その他に、各所で雲南・貴州のミャオ族・ヤオ族に關する記述が散見される。

元朝の下で、雲南・貴州・廣西などの地域が中國に編入されるものの、この地域が「中國」西南部となるのは、明代であったことが明らかに。明朝が成立した當時は、中國世界と東南アジア世界との境界は混沌として確立しておらず、例えば大理を中心とするパサラワルミの梁國に對する朱元璋の遠征が失敗していれば、その境界は現在のそれとはまったく異なるものになる可能性もあったとも考えられる。また、ミャオ族などが「少數民族」と位置づけられる起點が明代にあること、などを理解することができるのである。

V

年號單位の記述によって、從來の通史ではほとんど言及されない事件を掬いあげることが可能となったが、しかし本書を通讀すると、明朝の事績の總合カタログといった印象しか残らない。その理由は、各事件の間に存在するシステムの連關に注意を向けていないところにあるのではないか。例えば皇帝たちの行爲を背後で支えている動

機、彼らが判斷を下すときの基準、あるいは皇帝の意思を拘束した規範などが、明朝という時代を通して、どのように確立し、變化していったのか、本書の執筆者はなにも語ろうとはしない。その結果、皇帝の行爲の一つ一つが、相互に關連のないバラバラな事件に過ぎなくなってしまう。「明史」としてまとめる必然性も失われてしまう。

正史『明史』の執筆者にとって、明代を一つの統一性を持った時代であるとするのは、自明のことであつたかもしれない。明と清との秩序システムの相違を、自らの生活を過ごし、官僚の實務を果たすなかで、身をもって經驗せざるを得ないからである。しかし、時間的にも空間的にも明代とは隔てられている現代の歴史研究者にとって、明代を無前提に一つの時代であるとするのは許されないのではない。日本の中國史研究者が、一九五〇年代から一九七〇年代にかけて、時代區分論に精力を傾けた理由は、王朝史觀を相對化するところにもあつたはずである。一九八〇年代に入ると、明代あるいは清代などが時代區分にふさわしいのか自問しないままに、單に自己の研究している事柄がいずれの王朝の時期に屬するかに基づいて、明代史研究者、あるいは清代史研究者、明清研究者を名乗ることが多くなった。私自身もそうである。日本の中國史研究が斷代史の枠から脱することができず、中國研究者以外のひとに刺激を与える著作を一つも出せないでいる原因の一つが、そこに在るように思われる。

王朝を一つの時代であると認識する視點としては、各王朝が中華世界を統合するために採用した秩序システムを擧げることができ。皇帝たちも、その秩序システムの一要素として、儀禮を取り行い、官僚に拘束され、知識人に評價される存在に過ぎず、システム

の外に立つ制御者ではない。しかし、このシステムは一つの王朝を通して變化しない構造物なのではなく、皇帝の放逸や儒教の思想史的展開、版圖外の地域からの刺激、民衆の異議申し立てなどの擾亂作用を受けて、常にゆらぎ、臨界点を超えると變動する。王朝が崩壊するとき、このシステムも解體される。あらたな王朝は、自らの秩序システムを前の王朝から多くのものを學ぶが、システムとしては斷絶している。

明朝の秩序システムは他の王朝のシステムと比較したとき、モラルを強調する點で際立ったものがある。このシステムは朱元璋が生み出したものである。その過程は、Mote氏が執筆した第一章で言及されているが、極めて不十分なものである。Mote氏の記述は、元末の諸勢力として元朝の軍閥、地方の有力者、私鹽組織、宗教結社の四つを論ずるために多くの紙幅を費やし、朱元璋自身については、基本的な事項を整理するにとどまっている。

朱元璋が構想した秩序システムを理解するためには、地方知識人に對する優遇策が始まる一三五五年から、浙東を統合してから宋濂・劉基などを幕下に入れた一三五九年に至る時期に注目しなければならない。問題は、このとき朱は「農民反亂を裏切り、地主階級に轉化し」（陳高華「元末浙東地主與朱元璋」『新建設』一九六三年五號）、その後には彼が生み出した明朝のシステムは地主階級のイデオロギーに過ぎないのか、ということである。比較的一般に受け入れられている「裏切り」説は、宗教結社のモラルと宋濂など在地知識人のモラルとを相入れないものであるとする前提に依據している。しかし、明教・白蓮教は反亂を秩序づけたことは確かだが、宗教結社のモラル即農民のイデオロギーと直接に結びつけることは出来ない。

い。同様に、在地知識人のモラルを無媒介に地主イデオロギーとすることも危険である。假に、宗教結社のモラルを地縁・血縁的な人間關係のない人々を秩序づけるもの、在地知識人のモラルを宗族などの地縁・血縁で結ばれる人々を秩序づけるものと考えたとき、兩者は相互に補充しあうことになる。

本書の讀者の一人としては、吳晗の明教＝マニ教説の検討など、宗教結社の教義の分析を行ってもらいたかった。また、當時の浙東の地域がどのような社會であったのか、紹介する必要があるのではないかと思う。

秩序システムが政治と一體であることを明瞭に示す事件として、嘉靖帝が従兄弟にあたる正徳帝のあとを繼いで一五二一年に即位したときに實の伯父の養子とさせられたところに端を発する、儀禮をめぐる抗争（大禮の議）を挙げることができる。本書は、この事件の概要を傳えている。しかし、單に儀禮問題を契機とする派閥争いとして扱っているに過ぎない。この事件については、最近Carney T. Fisher *The Chosen One — Succession and Adoption in the Court of Ming Shizong*, Sydney, Allen & Unwin, 1990. が政治とモラルとの一體性を強調する立場から論議している。参考にするべきであろう。

私の怠慢から本書の出版から三年遅れの書評となってしまうことを、お詫び申し上げたい。シリーズ第八巻として出版される *The Ming Dynasty* の Part 2 と合わせて読むことにより、本書の位置づけも變化することと思う。

Cambridge : Cambridge University Press,

1988, 23cm, xxv+976 pp.